

京都市訓令甲第 23 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1第3類の項中「, 保育所分園」を削る。

別表第6 保育所長及び分園長の項中「及び分園長」を削る。

附 則

この訓令は, 令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)